



Legal Seat – Helsinki, Finland

WORLD FEDERATION OF THE DEAF

An International Non-Governmental Organisation in official liaison with ECOSOC, UNESCO, ILO, WHO and the Council of Europe. WFD was established in Rome in 1951.

PO Box 65, 00401 Helsinki, FINLAND

www.wfdeaf.org

世界ろう連盟 方針説明書 相補的か相反的吗： “障害”对“文化的・言語的少数者”の構成概念における ろうコミュニティの位置づけ (仮訳：全日本ろうあ連盟)

注： 本文を訳するにあたって、障害者権利条約の日本語訳に従い、「disability」は社会/人権モデルとしての「障害」、「impairment」を「機能障害」とした。「disability」を「能力障害」とする訳もあるが、ここでは一切「「障害」とする。日本語の「障害」は、障害者福祉サービスにおける「機能障害 (impairment)」に近いイメージで使われることが多く、本文書の仮訳を読まれる方々の中には混乱する可能性があるので、「障害(disability)」の定義については、障害者基本法第二条の障害者の定義および障害者権利条約の前文(e)を参照されたい。

なお、「障害者政策 (disability policy)」、「障害者運動 (disability movement)」等、本文書内の文脈によっては disability を「障害者」と訳している。

1. 要点

- ろう者はみずからを高度で複雑な自然言語を持つ言語的・文化的集団ととらえているが、ろう者の権利を保障しているのは障害者政策、法律、国際文書である。
- ろうというアイデンティティは一枚岩ではなく、一人の人間としてジェンダー、人種、障害、社会的経済的地位に関わる他のアイデンティティをも併せ持ちうる。
- 国際レベルにおいては、国連が次に挙げる条約等により人権を保障している。障害者権利条約¹(CRPD)、市民的および政治的権利に関する国際規約²(ICCPR)にある種族的、宗教的、言語的少数者に属する者の権利 (特に第 27 条)、児童の権利に関する条約³(CRC) (特に第 30 条)、そして民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する宣言⁴(「少数者の権利宣言」)。
- ろうコミュニティは次に定義される少数者のコミュニティである：国内において彼ら以外の集団の人口より少数であり、その構成員は種族的、宗教的または言語的に他の集団とは異なる

る特徴をもち、彼らの文化、伝統、宗教、または言語を守るという暗黙の意図によって治められる集団。

- ろう者は家庭や学校さらには広い社会で母語である手話言語を使用するという言語的人権をもつが、この権利を実現するための法的手段は、障害のある者にかかわる法律（特に障害者権利条約）に限定されるものではない。
- 「障害（disability）」は、障害の人権モデルに従って定義されたものである⁵。人権モデルに先行してできた障害の社会モデルによれば、個人の「機能障害（impairment）」と社会における障壁の間の相互作用が「障害（disability）」を生み出す。言い換えれば、能力を奪っているのは環境であり、「機能障害」そのものではない。
- ろう者にとって言語権は重要であり、障害の論理（paradigm）の範囲に限定して認められるべきものではない。ろうコミュニティは時に、障害という構成概念の一部としてではなく、言語の権利としての言語権を必要とする。

¹ <https://www.un.org/development/desa/disabilities/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities.html>

² <http://www.ohchr.org/en/professionalinterest/pages/ccpr.aspx>

³ <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CRC.aspx>

⁴ <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/Minorities.aspx>

⁵ Degener 2016 and Jones 2011.

2. はじめに

世界中のろうコミュニティは長い間、みずからを言語的・文化的集団であるととらえてきた⁶。この集団は世界中の国・地域の手話言語の幅広い多様性によって特徴付けられている。手話言語は自然かつ高度で複雑な自然言語であり、豊富な表現力、手話言語独自の文法、語彙、ユーモア、動作形式を持つ。しかし、世界中のろう者の権利は、いまだに大半が障害の政策・法律・国際文書によって保障されており、ろう者の言語的・文化的地位を認める法律や国際文書とは区別されている。これでは世界中のろうコミュニティの実情に対する誤解につながる可能性があるため、本文書では、障害という視点はもちろん言語的少数者という視点も通して、連関する課題を改めて検討することにする。手話言語が音声言語に劣ると考えられ、ろう者が医学的モデルや欠損モデルによって扱われたことは、世界中のろう者が経験してきたことである。世界の中には手話言語がいまだに禁じられているところもある。どのような法律であれば世界中のろう者の言語権と手話言語を守れるのだろうか？

共通の言語を共有する者の集団と同じように、ろう者が自分の文化を持つようになって久しい。ろう文化への言及は 1970 年代初期に登場した⁷が、それよりも前の 1950 年代～1960 年代に Tervoort⁸ と Stokoe⁹ の研究で、手話言語は劣った言語ではないことが強調された。後にこの概念は、ろうコミュニティが言語的・文化的アイデンティティを主張するとともに世界中に広まった。最近では障害者権利条約の第 30 条において認知されている。この概念には、同じコミュニティや同じ国のろう者による経験・信条・姿勢・歴史・規範・価値・伝統・芸術の共有も含まれる。

ある文化的集団の一員であるということは、通常、自分がその集団の一部であることを認める必要がある。一般的に、アイデンティティとは複雑な構成概念であり、自分を取り囲む環境との個人的な相互作用や、現在と過去の経験に関係する。それはとりわけ、ジェンダー、人種、社会的経済的地位、年齢、民族性、そして障害によって形づくられる。ろうというアイデンティティは、ろうとしての個人的な経験、手話言語の使用、歴史をもった言語コミュニティ内の一員であること、抑圧・抵抗・結束という共通の経験によって明確に示される。しかし、ろう者が人生を通して築き上げるアイデンティティはこうしたものに限定されず、他のアイデンティティもまた育まれる。他のアイデンティティは別の状況においてさらに重要なものになる。例えば、男性の集団、きこえる者の集団、もしくは多数派文化の集団等の様々な状況の中に、文化的少数者のろう女性が置かれると、彼女のろうというアイデンティティ、ジェンダー、少数者集団という地位がすべて、それぞれ重要となってくる。そのため、様々なアイデンティティの中で必ずしもろうというアイデンティティが最も重要だとはなりえないのである。

ろうというアイデンティティは、手話言語および、手話言語の使用という経験の共有から生まれる社会的結びつきにしばしば関連する。例えば、ろう者は、スポーツイベントや自分たちの文化的アイデンティティを祝う集会などに定期的集まる。そこでの経験の基盤となるのが、手話言語の共有と使用であることはよくある。手話言語を使うろうコミュニティの一員であると自認することが、その言語使用者のより広範なコミュニティを形成する。その一員たることを決めるのは、聴力損失の有無のみならず（より広範なコミュニティでは、ろう者の聴力損失のあり方に幅があり、他の障害を併せ持つこともあるが）、むしろ言語によるアイデンティティであることが多い。これはまさに個人の選択であるが、若いろう者や成人ろう者に常にその選択の機会があるわけではない。このコミュニティ一員には、手話言語の使用に深く関与し流暢にあやつることができるあらゆる人々、たとえば、ろう者の両親や家族、手話言語通訳者、手話言語学習者や教師も含まれる。このような経験はまれなものではなく、コミュニティの手話言語、さらには村で使われる手話言語にも存在する¹⁰。障害やその他のアイデンティティの交差点をも包括した拡張コミュニティを作る包容力は、真にろうコミュニティ独特のものである。言語は、人間の本質や文化の中心に位置し、かつアイデンティティを表現するものとなるため、時にあるいはしばしば無視・排除・差別を受ける状況のもとで、独特の集団と文化的アイデンティティを維持しようと努める言語的少数者のコミュニティにとって、言語をめぐる問題はとりわけ重要である¹¹。他の「障害のある者」¹²は、それぞれの国での主たる言語コミュニティにおいて、たいていは自らをその一員と認め、その国や地域の言語を使用する。一方、ろうコミュニティがコミュニケーションで主に用いる言語は、より広い国内コミュニティでは優勢言語ではなく周縁化された言語であることが多い¹³。言語の相違およびコミュニケーションの平等性の欠如によって、多層にわたるネガティブな影響がしばしば創り出され、それは教育の分野にもっとも現れる¹⁴。障害のある者のコミュニティの中で本質的に知られているこの相違は、より広範な障害者運動における公的な対話の中であまり注目されていないこともあり、ろうコミュニティと他の障害のある者集団との間に軋轢を生みだしている¹⁵。メインストリーム環境における教育的位置付けに焦点を当てた、“インクルージョン”の概念が、ろう児にとって

実に絶望的なものとなる根幹は、まさしくこの相違にある¹⁶。インクルージョンにおいては、障害のある者がコミュニティや教育における優勢言語の使用を共有することをゆるぎない事実であると前提している。インクルージョンと言語没入法 (language immersion) は、ろうコミュニティに与える影響において、同義にはなりえない。この理解こそが、世界ろう連盟が権利擁護活動を行っているろう文化への権利、多くの人々が共有するろう文化の多様性の称揚の決め手である¹⁷。

コミュニケーション上の社会的障壁が生じた時、より広範な支配的言語文化に市民としてアクセスする権利は、国際的なろうコミュニティと国際的な障害者運動をつなげる結節点となる¹⁸。それこそが、ろう団体が障害者運動とアクセス問題について連携してきた理由の核心である。両者とも社会を知覚的、認知的、身体的に異なる人たちにとってアクセシブルにするという共通の目標を持っている。これらの相違も、政治的社会的アイデンティティとともに、人間の特性である全般的な多様性の一つとして祝福されるべきものである。

アイデンティティ、言語、およびアクセスの必要性というこれらの込み入った交差性により、障害の権利とともに言語少数者の権利の適用について理解を深めるという独自の機会がろうコミュニティの中に生まれている。このことについて議論を進める。本文書では、ろうコミュニティが政治・教育・経済・文化・社会の平等を達成するために必要とする保護についての、より広範な議論と理解を深める一助となる、いくつかの課題について探求し、紐解いていく¹⁹。

⁶ Baynton, Gannon, & Bergey, 2007 and Lane, 1999.

⁷ Woodward 1972.

⁸ Tervoort 1953.

⁹ Stokoe 1960.

¹⁰ See Davis 2002, 89 and Horejes 2012, 80.

¹¹ Handbook by the United Nations Special Rapporteur on minority issues 2017, 5.

¹² In quotes to acknowledge the languaculture that affects the views of people and limits full citizenship within our communities through these social categorizations. See, Social model article in Horejes 2012

¹³ Lane 1999.

¹⁴ Humphries 2013 and Lane 1999.

¹⁵ Padden & Humphries 1988 And 2005.

¹⁶ Munoz-Baell & Ruiz 2000.

¹⁷ <https://wfdeaf.org/our-work/human-rights-of-the-deaf/> and Padden & Humphries, 1988 and 2005.

¹⁸ Padden & Humphries 1988 and 2005.

¹⁹ Wrigley 1996.

3. 国際的な法的枠組み

ろう者の権利の保障・向上を目指す国際的な法的枠組みには幅があり、『構成概念』の範囲のもとで行われている。すべての人権は普遍であり（誰にでも適用されるものである）、不可分であり（一部のみを選択して認知したり、適用したりすることは出来ない）、相互に関連するものであり（互いに関わりあう）、不可譲のものである（人から奪うことはできない）と認識することが重要である。

現代の文脈における人権は、第二次世界大戦後、自身の政府による権利の侵害にさらされている、あらゆる場所のあらゆる人々を守るために国連で合意された、世界人権宣言²⁰に由来する。これらの権利は、市民的および政治的権利に関する国際規約、そして経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約²¹(ICESCR)の二規約でさらに詳細に論じ、解釈されており、また両条約を批准した各国に適用されるものである。

さらに「条約」と呼ばれるものがあり、特定の人々の集団（女性、子ども、障害のある者、移民労働者やその家族）のために、またその集団によって、あるいは関連する特定の課題（人種差別、強制失踪、拷問、非人道的行為）に関して、市民・政治・教育・社会・文化の権利はいかに実現されるべきかが述べられている。条約は各国政府が批准または加盟する（締約国になる等）ことによって、法的拘束力を持つ。

宣言も、国際法の一形態をなすが、法的拘束力はない。国連先住民族の権利に関する宣言がその例である。法的拘束はないとはいえ、宣言はそれでも国連の法的枠組みの一つであり、法的義務となる規範がある。時を経て、慣習的国際法や、解釈の補助となっている。

すべての条約や人権規約は、ろう者の権利の保障と推進に関連し、また利用されうるが、以下に挙げるのは、ろう者の権利擁護、また「ろう者に特定の」問題の改善のためにしばしば取り上げられる主要な国際条約である。

- 障害者権利条約
- 種族的、宗教的、言語的少数者に属する者の権利に関する市民的および政治的権利に関する国際規約（特に第 27 条）
- 児童の権利に関する条約、特に第 30 条
- 少数者の権利宣言

ろう者や手話言語のコミュニティに独特の言語や文化的アイデンティティを考慮すると、多くの条約、特に障害者権利条約は、ろう者を文化的・言語的集団と認知している強力な例と解釈できる。障害に基づく差別を受けない権利も、強い解釈上の連関がある。しかし、数十年以上にわたって、手話言語を使用するろう者の言語的・文化的権利は、時に“アクセス”の提供のもと、また“インクルージョン”の原則によって、脅かされ、侵害され続けてきた。これは、ろう者や手話言語のコミュニティの経験が、少数者の立場に照らして価値あるものかはっきりと示している—より広いコミュニティ（特に政府、政治家、教育者、メディア）に認められず、理解も十分に得られていない。彼らの多くは優勢言語を用い、かつまた視覚言語・手話言語に対するバイアスに影響されている²²。

²⁰ <http://www.un.org/en/universal-declaration-human-rights/>

²¹ <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CESCR.aspx>

²² See e.g. President Cordano's statement.

4. 文化的・言語的少数者集団としてのろうコミュニティを見る

4a. 国際法における少数者とは誰なのか？

1992年、全会一致で採択された少数者の権利宣言の第1条は、少数者を国家・種族・文化・宗教・言語のアイデンティティに基づいて言及しており、国はその存在を保護すべきであるとしている。特に、彼らは「国内において彼ら以外の集団の人口より少数であり、その構成員は種族的、宗教的または言語的に、それ以外の者とは独自の特徴をもち、彼らの文化、伝統、宗教または言語を守るという暗黙の意志によって治められる集団である。このように定義されている集団は、いずれも民族的、宗教的または言語的少数者として扱われるべきである。少数者を選ぶかは個人の裁量であるべきとする。」²³ これにより、ろうコミュニティは世界中の各国において、少数者集団として定義されるのである。

しかしながら、とある集団が国家的／種族的／文化的／宗教的あるいは言語的少数者として定義されるか否か、国際的合意が常に存在しているとは限らず、それゆえに、ろうコミュニティは概して不利な状況にある。少数者が存在とは、事実への問いかけであり、またいかなる定義であっても、客観的要因（共通の種族、言語、宗教の存在といったもの）と主観的要因（少数者の一員であるという個人自身のアイデンティティも含む）の両方を含めるべきであると、しばしば強調されている²⁴。

4b. 言語権とは？

言語的人権は、さまざまな状況において一定の言語を使用するという、政府当局の一連の義務であるとされる。いわば、個々の集団の言語的選択や表現を妨げず、少数者や先住民の言語を使用することを認め、または支持する義務にも拡張することがある。言語に関わる人権とは、人権条約、言語や少数者問題への関与についての各国政府のための指針に基づいた法的必要条件の組み合わせであり、当該国内の言語的多様性と相まって、将来的な影響を与える可能性がある。言語権は、様々な人権と自由の提供、たとえば差別の禁止、表現の自由、個人的生活の権利、教育の権利、そして、自分の属する集団の他の構成員とともに、自分の言語を使用する言語的少数者の権利などにおいて見出される。

市民的および政治的権利に関する国際規約第27条の条文によると：

“種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。”

国連人権理事会（市民的および政治的権利に関する国際規約の履行を監視する条約機関）によれば、ろう文化の享受、そして自分の言語を使う権利に制約を課すのであれば、この文書の他の条項と矛盾することなく、全体的に、合理的かつ客観的でなければならないとしている²⁵。

第 27 条を適用すると、少数者の集団の一員としてのアイデンティティを持ち、かつ／または他者からもそのように承認されているろう者（特定の国またはコミュニティのろう者も含む）は、言語やその文化の価値を共有する集団の人たちとともに、コミュニティ内で自分の文化と言語を享受する権利がある。手話言語を学んでいないろう児やろうの成人は、ろうコミュニティに参加できるよう、手話言語を学ぶ機会がなければならない。

同様に、児童の権利に関する条約第 30 条の条文も：

“種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。”

少数者の権利宣言では、国に対し、少数者集団に属する人たちの権利を守るための適切な法律やその他の手段を適用するよう、規範を設け、指針を提供している。

少数者の権利宣言第 4 条(3)は、以下の事項を義務付けている：

“国家は、少数者に属する者が可能な場合にはその母語を学び又はその母語を教授する十分な機会を得るように適切な措置をとるものとする。”

国は少数者の言語的アイデンティティの推進を奨励すべきとする、第 1 条の総則に則り、少数者集団に属する人には、（最低でも）教科として母語を学び、あるいは母語を学ぶための方策—たとえば、指導を受けるための主要な手段として母語を用いる（将来的に、それ以上のものとして発展し得る）等—が必要であるとしている²⁶。

話をさらに進める前に、ろう者や手話言語のコミュニティに特有とみられる言語経験に関して、その状況に応じた定義上の複雑さを理解することが重要である。なぜなら、言語経験には障害という抑圧との交差がみられるためである。“母語”とは、“その人の家庭でまたは幼年時代に、通常話されていた言語”²⁷という定義に照らすと、生まれつきろうの子供にとっても同じだと解釈できるわけではない。これについて、最も筋が通りややこしさのない例は、手話言語を用いるろう者の家庭にろうの子どもが生まれた場合である。この状況では、子どもの母語は家族の母語と同じである。しかし、大多数のろう児は音声言語を使う家庭に生まれる。彼らが言語を“聞く”ことができない場合（このことは“母語”という語句に伴う誤解（bias）をも明るみに出すことになるが）、家族が主に使用しているのが音声言語で、子どもが成長し、家族が子どもと関わり、ケアしたり教育したりするために、子供も家族も手話言語を学んだとしたら、彼らの母語はどうなるのか？この

場合、手話言語はろう児とともに家族全員の母語となりうる。こうした経験はろう児特有のものであり、世界の大多数の子供たちのそれと著しい対照をなす。

家族間での手話言語による言語発達の複雑さは、社会では言語的バイアスによって誇張されている。世界において、特に医療またはヘルスケアにおいては、手話言語に対する偏見（bias）があり、乳児の脳の発達において手話言語が与える恩恵について知られている知見と対立している。人は脳ではなく、言語に対して差別をするということが、調査によって明らかになっている²⁸。言語発達が起きるとき、脳は手話言語・音声言語の如何にかかわらず言語のパターンを探すもので、子どもは、二つ以上の言語に触れるとさらに成長をとげることがよくある²⁹。最終的に、ろう児が誕生後の重要な時期に手話言語に触れることが出来なかった場合、脳の発達に恒久的な害を及ぼす可能性のあることが調査で示されている³⁰。

手話言語を使うろう者にとって、手話言語を獲得したのは誕生後かずと後かの如何にかかわらず、彼らの手話言語によるアイデンティティ、手話言語使用の独特性は、手話言語が彼らの“母語”であることを意味し、音声言語を使う家庭に生まれた場合は、彼らの“母語”は世代を通して伝えられる代わりに、家族によって受け入れられていく。言語的少数者が選択する言語と、両親や家族が使う言語とは別であるというこの構成概念の複雑さを理解することは極めて大事なことである。

世界ろう連盟は、文化的・言語的アイデンティティの発達の機会を作ることは—教育的環境も含めて—、ろう児の権利にとって重要であることを主張してきた。そして、そのアイデンティティの促進に最も適した教育方法は、完全な手話言語／バイカルチュラルな教育モデルである。つまり、その国の手話言語で（合理的配慮として推奨されてきた、手話言語による単なる通訳ではなく）、すべての人が流暢に手話言語使う／使うことができる環境で行われる教育である³¹。この教育はマルチリンガル研究において、母語を基盤としたマルチリンガル教育と呼ばれるものの強力な形態（form）である（ここでいうろう児の“マルチリンガル”とは、もう一つの言語あるいは複数の言語の読み書きを意味する）。

いかなる環境下にあっても、手話言語を学び、使用する権利（生まれた時からも含めて）の否定は、市民的および政治的権利に関する国際規約第 27 条、または児童の権利に関する条約第 30 条の（児童に関するところ）に、議論の余地なく違反するものである。

さらに、障害者権利条約では手話言語を使用する権利は、公的な対話も含め、情報やコミュニケーションへのアクセス、教育、ろうコミュニティに適用することを明確にしている（第 2、9、21、24、30 条）。これらについては第 4 項で論じる。

障害者権利条約第 21 条（表現および意見の自由ならびに権利の利用の機会）および第 2 条（言語の定義）の効力を合わせると、ろう者は基本的人権として、自分が選んだ言語（通常はその国の

手話言語)を用いた(政府機関との)公的対話も含めて、情報を発信・受信する権利が保障されることになる。したがって、ろう者が手話言語による情報の発信・受信が公的対話も含めて認められないのであれば、結果的に彼らの権利の実現の不履行、もしくは侵害となる。

音声言語のみで提供される情報やサービスにアクセスすることを義務付けられる状況は、例として手話言語のスキルやプロの手話言語通訳者等が存在しないことを意味し、多くの場合、ろう者が他者と平等な基盤に立って、国内の行事に完全参加しそのサービスにアクセスするという権利の行使が妨げられることになる。ろう者がその場に物理的に存在しているというだけでは、ろう者のアクセスを保障したということにはならない。手話言語を使うことのできない環境である限り、その環境自体にアクセスすることが出来ず、精神的欠乏につながっていく。

障害者権利条約はこの権利について明確に応答し、第9条で、全ての情報はアクセシブル(ろう者にとっても)であるべきと述べている。これは多くの人にとって、情報は手話言語で提供されなければならないということの意味している。この権利は漸次的に実現することができる(つまり、時が経つにつれて改善され、または次第に広がっている)。しかし、情報へのアクセスがない場では「合理的配慮」がなされなければならない(言い換えれば、ろう者が情報やサービスにアクセスする権利を行使・享受することができるように、アクセスを保障する者や組織にとって困難でなく、過剰なコスト高ではない方法で、支援や効果的な対応がなされるべきである。多くの場合は、手話言語通訳者の提供でこの権利が達成されるが、それに限定されず、たとえば手話言語のある環境で情報を提供するなど、アクセスを可能にする方策は他にもある)。アクセシビリティはサービスを利用する全ての人に保障されるべきである一方、合理的配慮は、当該人の完全参加を保障するため、個人を対象としている。たとえば「合理的配慮」には、テキスト、録画された手話言語の映像、あるいは手話言語通訳の利用による情報提供も含まれる。

障害者権利条約は第24条で、教育における手話言語使用の権利についても明言している。特に第24条3(b)と(c)において、締約国に「手話言語の習得やろうコミュニティの言語的アイデンティティを容易にする」ことで、ろう者の完全かつ平等な参加を可能にすることを義務付け、また、学術的・社会的発達を最大限にのばす環境において、最も適切な言語で教育が行われるべきであるとしている³²。直近では、障害者権利委員会において、手話言語習得の環境、ろうの仲間、ろう成人のロールモデル、手話言語に関する資格をもつ教師の不足は、ろう児に対する差別と見なされるという障害者権利条約第5条の一般的意見が採択された³³。

障害者権利条約第30条でも、文化的生活における手話言語使用の権利を明言している。

以上より、障害者権利条約それ自体には、ろうコミュニティが文化的・言語的権利を有することを認める条項があり、また他のさまざまな障害のある者が直面するその他数多くの障壁の削減とともに、ろう者の社会へのインクルージョンにおける障壁の削減に関する権利の実現についても記述している。

²³ Skutnabb-Kangas & Phillipson 1994, 107, note 2.

²⁴ <http://www.ohchr.org/EN/Issues/Minorities/Pages/internationalaw.aspx> Note also that whilst many European instruments refer to 'national minorities' the UN Minorities Declaration is broader- even if a group is held not to constitute a national minority, it can still be an ethnic, religious or linguistic minority and therefore be covered by the Declaration.

²⁵ See Communication No.24/1977, Lovelace v. Canada, Views adopted on 30 July 1981, para.16; and Communication No.197/1985, Kitok v. Sweden, Views adopted on 27 July 1988, para.9.8.

²⁶ E/CN.4/Sub.2/AC.5/2005/2.

²⁷ See <https://unstats.un.org/unsd/demographic/sconcerns/popchar/popcharmethods.htm>

²⁸ President Cordano's statement.

²⁹ See, e.g. President Cordano's statement.

³⁰ Pettito et al <http://vl2.gallaudet.edu/news/announcements/references-president-cordanos-statement/>

³¹ WFD 2016.

5. 障害者運動の一部としてろうコミュニティを見る

障害者権利条約はもっとも新しい人権条約のひとつであり、政府が、障害のある者のニーズや優先課題に見合う方法で、よりよい人権をいかに実現できるのか明白に説明している。批准または同意した国で法的拘束力を持ち、また当該国は障害者権利条約の選択議定書の締約国となった場合、障害者権利条約に記された権利の不履行とされる個々の事項は、障害者権利委員会で取り上げられることになる。

障害者権利条約は、「障害」を障害の人権モデルに従って定義している³⁴。人権モデルに先行してできた障害の社会モデルでは、個人の「機能障害」と社会での障壁の相互作用こそが「障害」を生み出している。換言すると、能力を奪っているのは環境であり、「機能障害」そのものではない。現実的な例を挙げると、身体に障害のある人がバリアのある場所、たとえば車いす用スロープや段差のある場所では、能力を奪われてしまう。ろう者（いわば聴力が低下した、あるいは聴力のない人）がアクセスや権利を行使する際、耳で聞くことが求められる環境にいと、これは障壁となり、「障害」を作り出す。身体的・精神的、または他の感覚障害のあるろう者も存在していることに留意し、したがって、ろう者は「障害のある者ではない」のだと主張するのは妥当ではない。社会モデルが一人に当てはまるのなら、すべての人に当てはまる。社会モデルが示しているのは、障害のある者に対し、その障害を「直す」（ろう者が他者同様に物事に参加できるよう、聞こえるようにする）ことではなく、むしろ、しばしば敵対的でアクセシブルではない環境でろう者が直面する障壁を削減し、あるいは除去することである。障壁の削減とは、手話言語、または手話言語を使える人を通して情報や関連するサービスを提供すること（アクセシビリティ）、もしくはコミュニケーションを円滑にするために手話言語通訳を提供すること（合理的配慮）である。それはろう者のコミュニケーションを支援する技術を確かなものにし、たとえば、ビデオリレーサービス、インターネットを用いたビデオコミュニケーション、あるいは代替のケースとしてライブによる字幕提供などがある。このような障壁が削減されると、能力を奪わない社会となる。障害者権利条約が推進する障害の人権モデルでは、すべての人々が人権を享受できるよう制度を変えることで、障害のある人々とろう者が他者と平等な立場で、権利に関する論議に加わることが可能になる³⁵。

重要なことに、障害者権利条約は手話言語の認知を強調した条項があり、政府が手話言語の重要性を認め、その使用を促進することを述べている³⁶。また障害者権利条約では、ろう者が他者と平等な立場で、手話言語やろう文化を含め、ろう者特有の文化的・言語的アイデンティティの認識と支援する権利があると述べている。

障害者権利条約は、ろう者も含めた障害のあるあすべての人々の生活の幅広い分野—情報、安全な水、教育、健康、スポーツ、雇用、家族生活、財産の所有、司法—において、その権利を認め、差別なく機会平等を基盤とすることを、各国政府に義務付けている。

重要なことに、**教育**の分野においては、ろう者を含むすべての人の、生涯にわたる教育の必要性を認めている。

- a) 人間の潜在能力ならびに尊厳および自己の価値についての意識を十分に発達させ、ならびに人権、基本的自由および人間の多様性の尊重を強化する。
- b) ろう者が、ろう文化のある環境において手話言語の獲得を通して自分の言語を発達させ、ならびにろうの成人や仲間とともにろうというアイデンティティをもつ。
- c) ろう者の人格、才能、創造性力、精神的および身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させる。
- d) ろう者が自由な社会に効果的に参加することを可能とする³⁷。

また障害者権利条約は、[ろう者が] コミュニティの構成員として教育へ完全平等に参加できるよう生活や社会発達のスキルを学ぶため、以下の適切な方策を取ることを締約国に義務付けている:

- 手話言語の習得およびろうコミュニティの言語的アイデンティティの促進を容易にすること (第 24 条(3)(b))
- ろう者または盲ろう者、特に子供の教育がその個人にとって最も適切な言語ならびにコミュニケーションの形態および方法で、かつ、学問的および社会的な発達を最大にする環境において行われることを確実にすること。 (第 24 条(3)(c))

障害者権利条約の広範な原則や条項もきわめて強力である。たとえば、市民的および政治的権利に関する国際規約第 27 条に含まれる権利を組み入れ、さらに明言しており、締約国に以下の事項を求めている。

- 手話言語は音声言語と対等な言語である。 (第 2 条「言語」の定義)
- 手話言語を尊重し促進すること (第 21 条(e))
- 手話言語やろう文化を含むろうコミュニティの文化的言語的アイデンティティを認め支援する。 (第 30 条(4))

- ろう者にとって、自ら選択する自由を含む、個人の自律および自立の重要性を認める。（前文(n)）
- ろう者が、ろう者に直接関連するものも含む政策および計画に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであると認める。（前文(o)）
- ろう児の発達しつつある能力の尊重およびろう児がアイデンティティを保持する権利を尊重する。（第3条(h)）；
- 各国政府や関係団体は、ろう者に関わる問題について、ろうコミュニティを代表する組織（例えば全国的なろう協会）と協議すべきである。（第4条(3)）

障害者権利条約は、ろう者に視点を置いた言語的少数者集団と、「障害のある人」としてのろう者の立場の両方を結びつけ、支持を求めている。これは世界中のろうコミュニティにとり重大な進歩である。

³² CRPD Article 24.3(b) and (c).

³³ CRPD/C/GC/6 paragraph 65.

³⁴ Degener 2016 and Jones 2011.

³⁵ Jones 2011.

³⁶ CRPD Article 21(e).

³⁷ CRPD Article 24.

6. 議論

ここまでの議論から、ろう者が重要ととらえている権利と、障害のある者集団が支持する原則は、多くが重なることがわかる。少数者集団の権利なのか、障害がある者の権利なのか、もしくは障害者権利条約が提示したように、両方なのか—ろう者の中に、障害のある者と少数者集団のどちらにも該当する権利を持つ者もいることはさておき、この論理(paradigm)は一般に理解されているよりもはるかに複雑である。

ろうコミュニティを「障害のある人」ととらえる解釈が主流であるため、このコミュニティは、民族的・種族的・宗教的・言語的少数者のみを対象とした少数者の権利宣言における言語的少数者に与えられる恩恵から排除されていた。民族的・種族的・宗教的・言語的少数者に属する障害のある者が複数のアイデンティティを持つこともあるが、障害のある者もまた、この宣言では認められていなくとも「少数者」の一部である。上に述べたろうコミュニティの経験は、このコミュニティで経験している事柄が、社会的・法的に構成された定義をいかに超越しているかを明らかにしている。加えて、これらの定義に従うと、ろうコミュニティの中で（言語的少数者集団かつ障害のある者集団としての）交差性は認識されず、ろう者は実質的に複数のアイデンティティを持っている。すなわち、彼らは障害のある者の集団かつ言語的少数者集団であり、また国際法では障害のある者と言語的文化的集団のクラスに属するとみなされている。

しかしながら、ろう者は、ある一つの重要な点で、他の言語的少数者集団とは異なる。少数言語を使う者の多くは、多数者の言語環境においても学び、使用することが出来るのに対し、聴覚や発声機能による伝達では、ろう者が音声言語を十分に習得することは通常不可能である。そのため、手話言語は、文化的に重要なだけでなく、ろう者にとって言語発達やアクセシブルなコミュニケーションの唯一の手段となる場合がある。

障害者権利条約やその他の国際文書によると、ろう者にはアクセスする権利がある。言い方を変えれば、これは他者と手話言語で交流する権利を求める、ろう者のための権利である。障害者権利条約はさらに、ろう者の言語的・文化的アイデンティティの権利が、国レベルにおいて認知・保護・促進されることを認めている。

かくして、世界ろう連盟はこれらの宣言の全体的な解釈をすることで、言語権とアクセス権の両者についてろうコミュニティが直面する差別を認め、闘うことを主張する。

「はじめに」のところで強調したように、人権は不可分かつ相互に作用し合うものであり、つまり、いかなる人権も他の権利として分けることはできない。重要なのは、ろうコミュニティの集団言語的人権をも、ろう者の障害に関連する権利をも認めることである。

7. 障害者権利条約第 24 条(教育の権利)はどういう意味を持つか

ろう者や盲ろう者の教育を受ける権利は、障害のある者としてのインクルージョン、アクセシビリティ、合理的配慮への権利（障害のある者の権利という構成概念）および、彼らが母語を媒体として学習するための、文化的・言語的少数者の権利（少数者の権利に由来する構成概念）を結合したものである。

同種の権利の交差性は、その他の障害のある者集団や言語・文化集団には不可能である。

他の多数者の言語や少数者の言語およびその使用者(**speaker**)に見出されるあらゆる種類の権利が、ろう者の言語やその使用者(**signer**)にも与えられるよう、重点的な取り組みの継続が本当に必要である。これにより、政策立案者は、欠点のある枠の向こうを見て、アクセスに関する既存の権利を守るために、おそらく二重のカテゴリーの枠を採用することが要請される。すでに法制度の整っている国々で実現するには、比較的単純な法的認知から履行への重点取り組みへの方向転換が必要になる。

障害者権利条約第 24 条でろう者が母語で学習する権利を妨げるように解釈することは、広義の人権法や原則に準拠したものではありえず、独特の集団として十分に配慮できるよう、断固とした柔軟な解釈でなければならない。例えば、ろう者が母語で学習する権利が妨げられた場合、広義の人権侵害となる。ろう者の権利が支持されていると解釈できる文書は他にもある。例えば教育の差

別に対するユネスコ条約は、分離教育システムは本質的には差別ではないと指摘しており、児童の権利委員会は、ろう児のいる家族が家族間の共通言語として手話言語を学ぶことを支援する必要があることを指摘している³⁸。

ろう児は言語的少数者として、母語である手話言語を媒体として学習し、言語的・文化的アイデンティティを発展させ、教育の社会的・情緒的・経済的・学問的な成果を最大限に伸ばす権利がある。国内や地域内のあらゆる教育に責任をもっている単独の教育省の下にある教育システムの中で、ろう児に開かれている学校教育の選択肢の中に、彼らの権利が完全に行使できるようにする選択肢も含めなければならない。つまり、この児童たちは教育期間の間中ずっと、ろうの教育者やろうの仲間と交わる必要があるということである。

種族や人種に関係なく同じ言語を共有するすべての人に開放する場合、指導手段あるいは教育言語として少数言語を使用することは、差別でも、容認できない人種差別でもない³⁹。障害やその他の状況に関係なく手話言語の手段で学ぶことを希望する子供たちに、手話言語による教育を提供する場合にも、同一の原則が適用されなければならない。

世界銀行⁴⁰、ユネスコ⁴¹や様々な国々⁴²での調査によれば、教育における少数言語の使用は、公用語での教授と併用することで、費用対効果が増加し、落第や留年の率が減少し、特に女子に関しては成績が著しく向上し⁴³、母語と公用語または多数者の言語のいずれにおいても、読み書きと流暢さのレベルが上がるという。母語による教育の恩恵は、世界の様々な地域で少数者集団の子供に重点を置いた調査により、今では科学的に立証されている⁴⁴。

³⁸ Murray, De Meulder, & le Maire 2018.

³⁹ A/HRC/10/11/Add.1, recommendations 10 and 27.

⁴⁰ Dutcher in collaboration with Tucker 1997 and World Bank 2005.

⁴¹ UNESCO 2010.

⁴² UNESCO Bangkok 2008; Kosonen & Person 2013 and) US State Department 2013.

⁴³ Benson 2005.

⁴⁴ UNESCO Bangkok 2008; Kosonen & Person 2013; UNESCO 2010, 36 and Dutcher in collaboration with Tucker 1997.

8. 結論

市民的および政治的権利に関する国際規約の第1条(1)では、人が自己決定の権利を持ち、どのような人になりたいか決めることができると明記している。

「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。」

ろう者の権利を保障し、彼らの自己決定の動機および、完全な社会的・経済的・政治的・文化的権利の行使を促進する、強力な国際法的枠組みが存在する。障害者権利条約に言及されている諸権利は、締約国である各国政府の法的義務である。

「障害」というラベルは、ろうコミュニティが必要とする保護の一つの側面に過ぎない。一方、ろう者が能力を奪われる環境、態度、政策にしばしば直面していること、そして障害者権利条約が、ろう者の言語的権利かつアクセスの権利に向けた非常に強力な手段であることは、疑う余地もない。我々の主張において、障害者権利条約を戦略的に強力に利用することが可能であり、そうすべきである。我々の主張は以下の通りである：

- 手話言語の公的（formal）かつ法的承認を求める。-これによって、手話言語が音声言語と同等であることが承認され、各国政府は手話言語の尊重と手話言語の使用促進を要請される。
- 手話言語による情報を提供し受ける権利を求める（これによって、人が自分の選択した言語（例えば手話言語）で公開情報を提供し受ける権利が承認される）。
- 国によるインクルーシブ教育のラインアップの中で手話言語による教育法を採っている学校、プログラム、バイカルチュラル教育を求める。-アクセシビリティの権利（第9条）（あらゆるコミュニケーションの側面が手話言語で行われる環境）、ろう文化とアイデンティティの促進（第30条）、ろう児が自分の学問的社会的可能性を最大限に伸ばせる環境（第24条）、その他の法的枠組み（例えば、手話言語そのものを認める政府による法制化、あるいは手話言語を他の原住民の言語とともに認める法制化）を追求中である。
- すべてのサービスに平等にアクセスするために、有資格の専門手話言語通訳者の提供（完全な手話言語環境ができない場合は「合理的配慮」を提供）を求める。これは早急に適用可能な権利であり（第5条(3)）、手話言語通訳者養成プログラムへの公的助成も含む。
- ろう児の教育のために手話言語を使用する専門的なろうの教育者の提供を求める。
- ろう文化とアイデンティティの承認、支持、促進を求める（第30条）。
- ろう者のリーダーシップ強化を目指すプログラムの最重要項目の一つとして、ろう者や手話言語を優先する国際開発プログラムを要求する（第32条）。
- ろう者に影響する国・地域・国際の枠組みにおいて、ろう者の利益となるよう、政策策定、企画立案、新法律の制定に、（国・地域・国際レベルの）ろう組織のろうの指導者を関与させることを要求する。（第4条(3)）

権利の階層化を追求する、あるいは一つの手段を他より優先する、またはある状況に言語権を適用して他の状況には障害のある者の権利を適用するといったことよりもむしろ、ろうコミュニティはそれ自体が、それぞれの国際法的枠組みのもとで利用可能な強力なツールとして利用できるに違いない。これらは、共存不可能なまったく相反するものではなく、互いに相補し、全体として、ろう者の誰もが、自分のコミュニティで市民として学習者として目標に向かって前進することを保証するのである。

実際、我々は、人権は分断できず相互依存するものであると述べてきた。これら権利は、互いに相殺取引することが不可であり、一つの権利でも否定されるなら他のすべての権利にも影響する。これらの権利は相互に補強・補完し合うものとして存在し、また同時の適用も可能である。

多くの国では、障害である者の権利よりも言語権の方が議論されている。言語権がろう者にとって重要ではなく、障害の論理のなかで認められるべきだということではない。ろうコミュニティは、障害の構成概念の一部としてではなく、言語の権利として言語権を必要とすることもある。ろう者は、広範で活発な連合体に参加し、数多くの豊かなアイデンティティを分かち合うことを追求すべきである。文化的・言語的に多様な少数者集団は、自分たちの言語の権利の承認を主張・要求し、より広範な障害者運動においては完全なアクセスと合理的配慮を要求する。それによって、我々が完全に参加する市民として社会へ完全にインクルージョンするときに立ちはだかる障壁に、社会そのものが向き合い、解消し、除去するよう要求する交渉力を持つのである。

9. 参考文献

- Baynton, D., Gannon, J., & Bergey, J. (2007). *Through Deaf Eyes*. Washington, DC: Gallaudet University Press.
- Benson, C. (2005). *Girls, Educational Equity and Mother Tongue-based Teaching*. UNESCO Bangkok.
- Davis, L.J.(2002). *Enforcing normalcy: Disability, Deafness, and the Body*. New York, NY: New York University Press, page 89;
- Degener, T. (2016) A human rights model of disability. In P. Blanck and E. Flynn (Eds.), *Routledge Handbook of Disability Law and Human Rights* (pp. 31-50). New York: Routledge.
- Dutcher, N. in collaboration with Tucker, G.R. (1997): *The Use of First and Second Languages in Education: A Review of Educational Experience*, Washington D.C., World Bank.
- Handbook by the United Nations Special Rapporteur on minority issues (2017). *Language Rights of Linguistic Minorities. A Practical Guide for Implementation*. Geneva, Office of the High Commissioner for Human Rights.
- Horejes, Thomas P. (2012). *Social Constructions of Deafness: Examining Deaf Linguacultures in Education*, Washington, D.C.: Gallaudet University Press
- Humphries, T. (2013). *Schooling in American Sign Language: A paradigm shift from a deficit model to a bilingual model in deaf education*. *Berkeley Review of Education*, 4(1), pp 7-33.
- Jones, M. 2011. "Inclusion, Social Inclusion, and Participation." In *Critical Perspectives on Human Rights and Disability Law*, edited by M.H. Rioux, L.A. Basser, and M. Jones, 57-82. Leiden, The Netherlands: Martinus Nijhoff Publishers.
- Kosonen, K. & Person, K.R. (2013). *Languages, Identities and Education in Thailand*. In Peter Sercombe and Ruanni Tupas (Eds.) *Language, Identities and Education in Asia*. Palgrave Macmillan.
- Lane, H. (1999, originally 1992). *The mask of benevolence*. New York, NY: Alfred Knopf.
- Munoz-Baell, I. M. & Ruiz, M.T. (2000). *Empowering the Deaf. Let the Deaf be deaf*. *Epidemiol Community Health*, 54, pp. 40–44
- Murray, J.J., De Meulder, M. & le Maire, D. (2018). *An education in sign language as a human right? An analysis of the legislative history and on-going interpretation of Article 24 of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities*. *Human Rights Quarterly*. Volume 40, Number 1, pp 37-60.
- Padden, C. & Humphries, T. (1988). *Deaf in America, voices from a culture*. Cambridge, Massachusetts/London, England: Harvard University Press.
- Padden, C. & Humphres, T. (2005). *Inside Deaf culture*. Cambridge, Massachusetts/London, England: Harvard University Press.
- President Cordano's statement (2016). <http://www.gallaudet.edu/news/president-cordano-statement>
- Skutnabb-Kangas, Tove & Phillipson, Robert (1994). *Linguistic human rights, pas and present*. In Skutnabb- Kangas, Tove & Phillipson, Robert (Eds.), in collaboration with Mart Rannut. *Linguistic Human Rights. Overcoming Linguistic Discrimination. Contributions to the Sociology of Language 67*. Berlin & New York: Mouton de Gryter, 71-110.
- Stokoe, W. (1960). *Sign Language Structure: An outline of the visual communication systems of the American Deaf*. *Studies in Linguistics Occasional Papers*, 8, 1-78.
- Tervoort, B. (1953). *Structurele analyse van visueel taalgebruik binnen een groep dove kinderen*. University of Amsterdam, Amsterdam.
- UNESCO (2010). *Background paper prepared for the Education for All Global Monitoring Report. Principles of Language and Education. Reaching the unreached: indigenous intercultural bilingual education in Latin America*.
- UNESCO Bangkok (2008). *Improving the Quality of Mother Tongue-based Literacy and Learning: Case Studies from Asia, Africa and South America*.
- US State Department (2013). https://edsources.org/2013/aclu-sues-state-over-english-language-instruction/30901#.UvsFZ_t_LSe

- Woodward, J. (1972). Implications for sociolinguistic research among the deaf. *Sign Language Studies*. 1972, vol 1, p1-7.
- World Bank (2005). In their own language, Education for All. Washington D.C., the World Bank. http://sitesources.worldbank.org/EDUCATION/Resources/Education-Notes/EDNotes_Lang_of_Instruct.pdf
- World Federation of the Deaf (2016). Position Paper on the Language Rights of Deaf Children. <https://wfdeaf.org/news/resources/wfd-position-paper-on-the-language-rights-of-deaf-children-7-september-2016/>
- Wrigley, O. (1996). The politics of deafness. Washington, DC: Gallaudet University Press.

10. 謝辞

この方針説明書は、故 Elena Down 氏（世界ろう連盟人権専門家グループ・コーディネーター）と Robert Adam 氏（世界ろう連盟手話言語&ろう者学専門家グループ・コーディネーター）が主導し、2017年3月に起草したものである。本文書は Robert Adam 氏と Eeva Tupi 氏（世界ろう連盟人権担当、暫定チームリーダー）が編集した。

世界ろう連盟はこの方針説明書にコメントを寄せて下さった以下の方々に感謝の意を表す。

- Mr Colin Allen, President of the WFD
- Dr H-Dirksen L. Bauman, Gallaudet University
- Dr Breda Carty, Macquarie University
- Ms Roberta J. Cordano, Gallaudet University
- Dr Maartje De Meulder, University of Namur
- Dr Phil Harper, Coordinator of the WFD Expert Group on Accessibility and Technology
- Ms Deborah oyuu Iyute, Former Board Member of the WFD
- Dr Annelies Kusters, Heriot-Watt University
- Professor Ceil Lucas, Professor Emerita, Gallaudet University
- Ms Victoria Manning
- Mr Alastair McEwin, Australian Human Rights Commission
- Dr Soya Mori, University of California, Berkeley
- Mr Ambrose Murangira, Light For The World
- Dr Ronice de Quadros, Universidade Federal de Santa Catarina
- Dr Tove Skutnabb-Kangas, Åbo Akademi University
- Dr Kristin Snoddon, Coordinator of the WFD Expert Group on Deaf Education

About the World Federation of the Deaf

The World Federation of the Deaf (WFD) is an international non-governmental organisation representing and promoting approximately 70 million deaf people's human rights worldwide. The WFD is a federation of deaf organisations from 135 nations; its mission is to promote the human rights of deaf people and full, quality and equal access to all spheres of life, including self-determination, sign language, education, employment and community life. WFD has a consultative status in the United Nations and is a founding member of International Disability Alliance (IDA). (www.wfdeaf.org) Email: info@wfd.fi